

Ⅲ 試験研究等の特別採捕許可申請に関する事項

試験研究等の特別採捕許可の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定及び「試験研究等の特別採捕許可に関する取扱方針（以下「取扱方針」という。）（令和2年12月1日施行）」の定めるところによる。

試験研究等の特別採捕許可に関する取扱方針

（趣 旨）

第1 福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）第46条の試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕の許可の取扱いについては、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（採捕の区分）

第2 採捕の区分は、海面又は内水面とする。

なお、申請は区分ごとに行い、それぞれに許可するものとする。

（申請書等の提出先）

第3 試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に関する申請書その他の書類の提出先は、採捕の区分及び申請しようとする者の住所地に応じ、以下のとおりとする。

採捕の区分	申請しようとする者の住所地	提出先
海面における採捕	全て	福島県水産事務所
内水面における採捕	(1) いわき市、相馬市、南相馬市、 双葉郡又は相馬郡	福島県水産事務所
	(2) (1)以外の県内及び県外	福島県農林水産部水産課

（許可の対象者）

第4 許可の対象者は、試験研究等に関し、明確かつ適正であると認められる計画を有する次に掲げる者とする。

- (1) 官公署又はそれを構成員とする任意団体
- (2) 官公署に準ずる試験研究調査機関
- (3) 学校教育法等に基づく学校
- (4) 民間の試験研究調査機関
- (5) 水産業協同組合
- (6) 任意に設置された漁業又は増殖関係団体
- (7) 知事が特に必要と認めた者

(許可をしない場合)

第5 次の各号の一に該当する場合は、許可をしない。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等からの申請又は従事者に暴力団員等があるもの。
- (3) 法人であって、その役員のうち(2)に該当する者があるもの。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
- (5) 採捕に従事する者のうち(2)に該当する者があるもの。
- (6) 漁業調整又は水産資源の保護培養上支障があると認める場合。
- (7) 通常の漁業の操業によってその目的が達成できる場合。

(試験研究等の内容)

第6 試験研究の内容を次のとおり定める。

試験研究等の種類	試験研究等の内容
1. 試験研究	(1) 水産動植物の生態、増殖、漁業利用及び環境等にかかる調査・試験研究 (2) 漁具・漁法等にかかる調査・試験研究 (3) 漁業調整上問題がなく、地域振興への寄与が期待できる調査・試験研究
2. 教育実習	(4) 学校又は官公署等の行う教育実習 (5) その他教育方針に沿った実習 等
3. 増養殖用の種苗の供給	(6) 海面におけるほっき、うに等の種苗の採捕供給 (7) 内水面におけるさけ、あゆ、ひめます、やまめ及びいわな、うぐい等の種苗の採捕供給

(採捕の区域)

第7 採捕の区域は、原則として申請者の希望する区域とするが、漁業調整、水産資源保護培養及び漁業取締り上必要がある場合は、その区域を特定することがある。

(採捕の期間)

第8 採捕の期間は、原則として申請者の希望する期間とするが、漁業調整、水産資源保護培養及び漁業取締り上必要がある場合は、その期間を特定することがある。

(申請書類)

第9 採捕の許可を受けようとする者は、規則第46条第2項に定める事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して採捕しようとする期日の1か月前までに提出するものとする。

- (1) 試験研究等に関する計画書
- (2) 採捕区域を明示した図面

- (3) 収支予算書（増養殖用種苗のうち、採捕物をそのまま供給をする場合に限る。）
- (4) 採捕の区域が漁業権漁場に該当する場合は、漁業権者の同意書（自己の漁業権漁場又はさけの増殖用親魚採捕にかかる場合を除く。）
- (5) その他知事が必要と認める書類
- (6) 地域振興のための調査等には、関係漁業者の同意を示す書類

（許可の条件）

第10 許可に際しては、必要に応じ次の条件を付するものとする。

1 共通事項

- (1) 採捕した水産動植物は、試験研究（教育実習）の用に供しなければならない（注 増養殖用種苗の採捕供給及び地域振興のための調査等をする場合を除く。）
- (2) 採捕終了後、1か月以内に採捕実績報告書を提出しなければならない。
- (3) 本許可の内容又は条件に違反したときは、特別採捕の停止若しくは許可の取消しをすることがある。

2 個別事項

(1) 海面漁業

- ア 採捕した〇〇は、すべて指定した場所に移殖しなければならない。
- イ 採捕は、県職員の指示に従って実施しなければならない。
- ウ 採捕した〇〇は、計測後速やかに当該海域に放流しなければならない。
- エ （その他必要と認める事項）

(2) 内水面漁業

ア さ け

- (ア) 採捕したためす親魚（未成熟魚を除く。）は、すべて人工採卵ふ化用に供しなければならない。
- (イ) 別に定める様式によるさけ親魚採捕及び採卵旬報を毎旬経過後3日以内に提出しなければならない。

イ あ ゆ

- (ア) さけ稚魚の降海を妨げてはならない。
- (イ) 別に定める様式による採捕及び放流・移出週報を毎週経過後3日以内に提出しなければならない。

ウ う な ぎ

さけ稚魚の降海及びあゆのそ上を妨げてはならない。

エ ひ め ま す、や ま め 及 び い わ な

採捕した親魚（未成熟魚を除く。）は、すべて人工採卵ふ化用に供しなければならない。

オ う ぐ い

採捕した卵は、すべて人工ふ化用に供しなければならない。

カ （その他必要と認める事項）

（許可の有効期間）

第 11 許可の有効期間は 1 年以内とする。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 海面及び内水面における試験研究等の特別採捕許可に関する取扱方針(昭和 56 年 8 月 1 日)は廃止する。

1 特別採捕許可（規則第 46 条）

取扱方針（1～4 ページ）を参照。

2 申請書類の記載要領

(1) 申請書（参考様式 1）

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 目的

採捕目的を具体的に記入する。

ウ 適用除外の許可を必要とする事項

適用除外の許可を必要とする規則の該当条項を記入する。「9 申請書類の記載例(1)」（18 ページ）を参照。

エ 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

最新の漁船登録の内容を確認し記入する。

他県に登録されている漁船を使用する場合には、原則として当該漁船の漁船登録原簿謄本を添付する。

非漁船の船舶を使用する場合には、漁船登録番号に代えて小型船舶検査番号を記入し、また、検査証書の写しを添付する。

なお、使用船舶が複数の場合には「船名」、「漁船登録番号」、「総トン数」、「推進機関の種類及び馬力数」及び「所有者名」を一覧表にして、別紙とすることができる。

オ 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量

種類毎に数量（尾数又は重量）を記入する。

増養殖用種苗の採捕の場合には、供給先及びその数量も記入する。

試し釣りの場合には、1 人当たりの採捕数量を記入する。

カ 採捕の期間

開始日から終了日までとする。ただし、採捕が断続的に行われる場合には、試験研究等に関する計画書等実際に採捕する予定日又は予定日数を記入する。

キ 採捕の区域

図に記入して別紙とする。「(3) 採捕区域を明示した図面」を参照。

ク 使用する漁具及び漁法

原則として、海面では漁業法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業のほか、規則第

4条の漁業の名称を、内水面では規則第33条の漁具又は漁法の名称を、それぞれ用いる。
これ以外の場合には、通称を用い、漁具概略図を添付する。

ケ 採捕に従事する者の氏名及び住所

従事者の住所は、職場や学校等の所属する団体ではなく個人のもを記入する。

なお、従事者が複数の場合には、一覧表にして別紙とすることができる。

(2) 試験計画書

ア 目的（特別採捕を必要とする理由）、方法、採捕数量、採捕予定日（日数）の根拠等について具体的に記載する。

また、採捕した水産動植物の処理方法等も記載する。

イ 複数年次にわたる場合には、従前の調査方法等についても記載する。

ウ 申請事務の担当者氏名、連絡先を記載する。

(3) 採捕区域を明示した図面

採捕の区域は、緯度・経度等を用い具体的に示す。緯度・経度を用いる場合は、世界測地系とし、表示が世界測地系である旨を記載する。

採捕の区域を明示した図面の記載例（19, 20ページ）を参照。

(4) 事業計画書

ア 内水面における増養殖用の種苗の供給の場合（さけを除く）（参考様式2）

イ さけ人工ふ化放流の場合（参考様式3）

(5) 収支予算書

ア 増養殖用の種苗の供給の場合（さけを除く）（参考様式4）

イ さけ人工ふ化放流の場合（参考様式5）

(6) 同意書等

「取扱方針第9(4), (6)」（2, 3ページ）を参照。

同意を得ていることが確認できる書類を添付する。

申請者と同意書の宛名が異なる場合や申請内容と同意書の内容に差異がある場合には、関連を示した書類を添付する。

(7) その他知事が必要と認める書類

必要に応じ、別途、県（水産課又は水産事務所）が指定する。

3 注意事項

港則法及び港湾法で定められた区域内にあっては、港長又は港湾管理者の長の許可が別途必要となる場合があるので、同時並行でその手続きを進める。

4 許可証の記載事項の変更（規則第46条第6項）

特別採捕許可証（参考様式6）に記載された事項につき変更をしようとするときは、変更申請書（参考様式10）を提出して、知事の許可を受けなければならない。

申請書には、「1 変更しようとする理由」に許可年月日、許可番号、変更しようとする理由を記載する。変更がある事項については、変更前の内容と変更後の内容を記載し、変更のない事項については「変更なし」と記載する。

5 許可証の返納

当該許可がその効力を失い、又は取り消されたときは、すみやかにその許可証を知事に返

納しなければならない。許可証の変更許可を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

この場合において、許可証を返納できないときは、理由を付けて、その旨を知事に届けなければならない。

6 申請書類の提出先

(1) 海面の場合

福島県水産事務所（いわき市）

(2) 内水面の場合

ア いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡又は相馬郡に住所を有する者

福島県水産事務所（いわき市）

イ ア以外の県内に住所を有する者又は県内に住所を有しない者

福島県農林水産部水産課（福島市）

7 申請書類一覧表

	海面用		内水面用			
	許可	変更許可	さけを除く		さけ人工ふ化放流	
			許可	変更許可	許可	変更許可
申請書（参考様式1）	○		○		○	
申請書（変更） （参考様式10）		○		○		○
許可証（写し可）		○		○		○
試験計画書	○	①	○	①	○	①
採捕区域を明示した 図面（19, 20ページ）	○	①	○	①	○	①
事業計画書 （参考様式2, 3）			②		○	
収支予算書 （参考様式4, 5）	②		②		②	
同意書等	③	④	③	④	③	④
漁船原簿謄本	⑤	①	⑤	①	⑤	①
船舶検査証書（写）	⑥	①	⑥	①	⑥	①
漁具概略図	⑦	①	⑧	①	⑧	①
その他知事が必要と 認める書類	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨

① 変更となる場合

② 増養殖用の種苗の供給の場合

③ 採捕の区域が漁業権漁場に該当する場合は、漁業権者の同意書（自己の漁業権漁場又はさけの増殖用親魚採捕にかかる場合を除く。）

地域振興のための調査には、関係漁業者の同意を示す書類

④ 同意の内容に係る変更がある場合

⑤ 他県に登録されている漁船を使用する場合

⑥ 使用船舶が非漁船の場合

⑦ 漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び規則第4条の漁業以外の場合

⑧ 規則第33条の漁具又は漁法以外の場合

⑨ 必要に応じ、別途、県（水産課又は水産事務所）が指定する。

8 申請書類の様式

【参考様式1】

特別採捕許可申請書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
福島県漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用する船舶
 - (1) 名称(船名)
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者名
- 4 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用する漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の氏名及び住所

【参考様式2：内水面における増養殖用の種苗の供給の場合（さけを除く）】

事業計画書

団体名

採捕月	採捕量 (kg)	種苗供給内訳			
		河川放流用		養殖種苗用	
		河川名	放流量 (kg)	供給先住所・氏名	供給量 (kg)
月					
月					
月					
月					
月					
月					
計					

採捕開始予定 年 月 日

採捕終了予定 年 月 日

【参考様式3：さけ人工ふ化放流の場合】

事業計画書

団体名

採捕月	採捕尾数（尾）			雌のうち採卵に 使用する尾数 （尾）	採卵数 （千粒）	稚魚放流数 （千尾）
	雌	雄	計			
月						
月						
月						
月						
月						
月						
合計						

採捕開始予定 年 月 日

採捕終了予定 年 月 日

（親魚捕獲施設を設置する場合は、さらにその設置及び撤去の予定日も記入のこと）

【参考様式4：増養殖用の種苗の供給の場合（さけを除く）】

収支予算書

団体名 _____

1 収入の部

科 目	予 算 額 (円)	備 考
種苗売上金		
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額 (円)	備 考
労 務 費		
器 材 費		
運 搬 費		
旅 費		
事 務 費		
雑 費		
計		

3 差引損益

円

【参考様式5：さけ人工ふ化放流の場合】

収支予算書

団体名 _____

1 収入の部 千円

科 目	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
補助金収入			
助成金・協力金等			
親魚売上げ			
その他			
合計			

2 支出の部 千円

科 目	前年度決算額	本年度予算額	摘 要
採 捕 費 A	労務費		
	材料費		
	その他		
ふ 化 費 B	労務費		
	餌料費		
	種苗購入費		
	水道光熱費		
	材料費		
放 流 費 C	労務費		
	運搬費		
	その他		
小計（A + B + C）			
その他の支出			
合計			

3 差引損益 円

【参考様式6】※新設

許 可 番 号	特第 号	特 別 採 捕 許 可 証		
住 所				
氏 名				
適用除外の事項				
採捕する水産動植物の種類及び数量				
採捕の期間				
採捕の区域				
使用する漁具及び漁法				
採捕に従事する者の氏名及び住所				
使用する船舶	名称（船名）			
	漁船登録番号		総トン数	
	推進機関の種類及び馬力数			
許可の有効期間				
条 件				
年 月 日				
福島県知事				印

【参考様式7：試験研究または教育実習の場合】

特別採捕実績報告書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け特第 号で許可を受けた特別採捕について、下記のとおり報告します。

記

1 採捕実績

採捕年月日	採捕場所	魚種等	数量	備考

2 調査結果概要（申請時の目的の達成状況）

3 採捕にあたっての問題点

(注) 採捕区域を明示した図面を添付

【参考様式8：内水面における増養殖用の種苗の供給の場合（さけを除く）】

特別採捕実績報告書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け特第 号で許可を受けた特別採捕の実績について、下記のとおり報告します。

記

採捕月	採捕量 (kg)	種苗供給内訳			
		河川放流用		養殖種苗用	
		河川名	放流量 (kg)	供給先住所・氏名	供給量 (kg)
月					
月					
月					
月					
月					
月					
計					

採捕開始 年 月 日 採捕終了 年 月 日

【参考様式9：さけ人工ふ化放流の場合】

特別採捕実績報告書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け特第 号で許可を受けた特別採捕の実績について、下記のとおり報告します。

記

採捕時期	親魚採捕尾数 (尾)			雌のうち採卵に使用した尾数 (尾)	採卵数 (千粒)	1尾当りの平均採卵数 (粒)	平均体長 (cm)	備考
	雄	雌	計					
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
月	上旬							
	中旬							
	下旬							
合計								

採捕開始 年 月 日 採捕終了 年 月 日

(やな等の親魚捕獲施設を設置した場合は、さらにその設置日及び撤去日も記載)

【参考様式 10】

特別採捕許可申請書（変更）

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

下記により許可証に記載された事項につき変更の許可を受けたいので、申請します。

記

1 変更しようとする理由

年 月 日付け特第 号で許可を受けた特別採捕について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため。

2 適用除外の許可を必要とする事項

福島県漁業調整規則第 条第 項

3 使用する船舶

- (1) 名称（船名）
- (2) 漁船登録番号
- (3) 船舶総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 所有者名

4 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

5 採捕の期間

6 採捕の区域

7 使用する漁具及び漁法

8 採捕に従事する者の氏名及び住所

（注） 変更のない事項については「変更なし」と記載

9 申請書類の記載例

(1) 申請書における適用除外の許可を必要とする事項の記載例

代表的な事例を記載したが、試験研究等に応じて規則と照合する。

ア 海面の場合

(例1) 漁業協同組合が行うホッキガイ漁期前調査

保護水面における採捕の禁止（保護水面で実施する場合）	規則第34条第1項及び第2項
漁具漁法の制限及び禁止	規則第38条第1項
禁止区域等（採捕禁止期間及び体長等の制限を含む）	規則第40条第1項
遊漁者等の漁具漁法の制限（漁期前調査は「漁業」ではないため、規則第43条第2項第1号及び第2号には該当しない。）	規則第43条第1項

(例2) 環境調査等

保護水面における採捕の禁止（保護水面で実施する場合）	規則第34条第1項及び第2項
禁止区域等（採捕禁止期間及び体長等の制限を含む）	規則第40条第1項
遊漁者等の漁具漁法の制限（環境調査は「漁業」ではないため、規則第43条第2項第1号及び第2号には該当しない。）	規則第43条第1項

(例3) 増養殖の種苗の採捕

保護水面における採捕の禁止（保護水面で実施する場合）	規則第34条第1項及び第2項
漁具漁法の制限及び禁止	規則第38条第1項
禁止区域等（採捕禁止期間及び体長等の制限を含む）	規則第40条第1項
遊漁者等の漁具漁法の制限（増養殖の種苗の採捕は「漁業」ではないため、規則第43条第2項第1号及び第2号には該当しない。）	規則第43条第1項

イ 内水面の場合

(例1) さけ人工ふ化放流

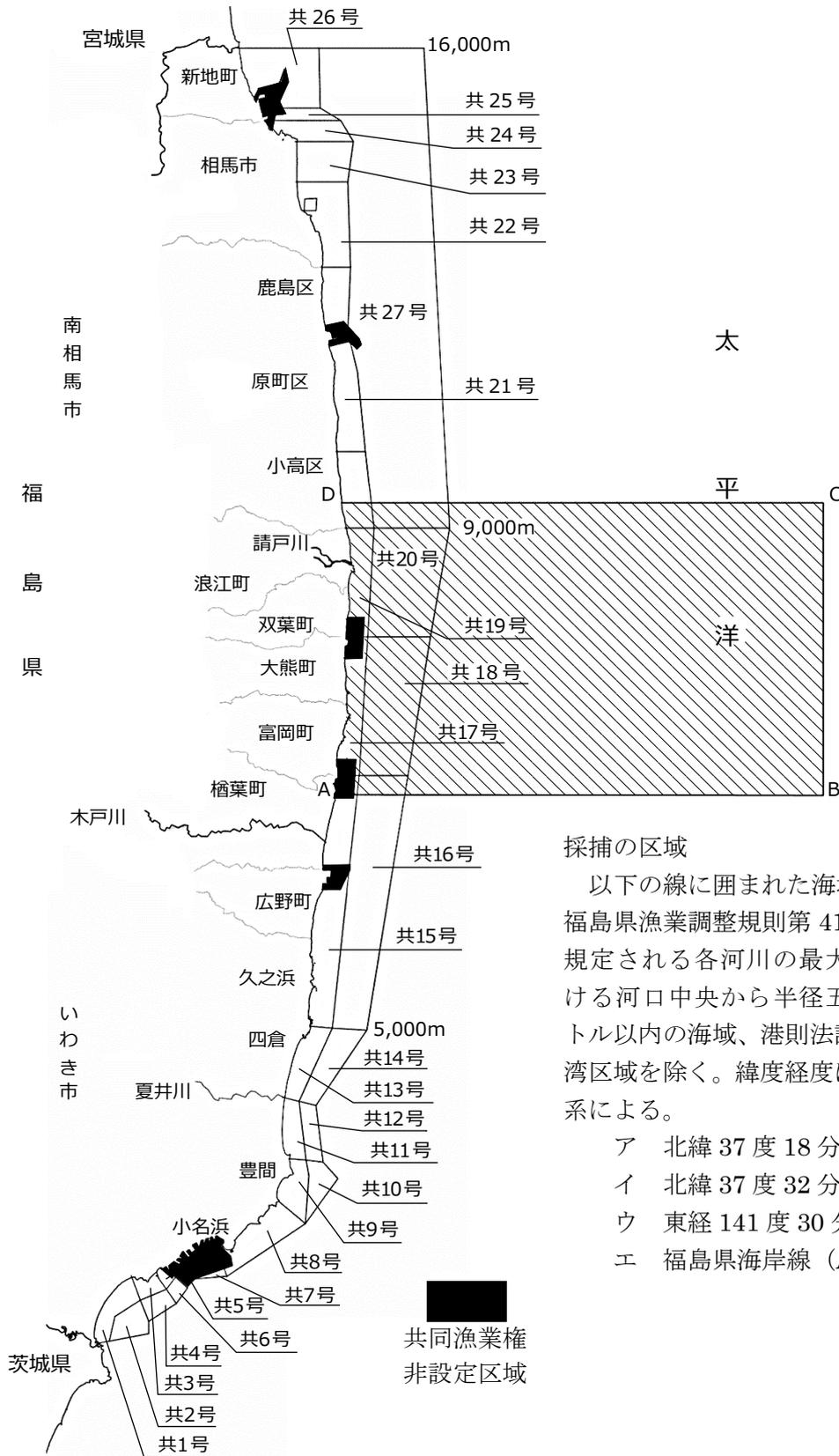
内水面における水産動植物の採捕の許可	規則第33条第1項
漁具漁法の制限及び禁止	規則第37条第1項
禁止区域等	規則第39条
禁止区域等（採捕禁止期間及び体長等の制限を含む）	規則第40条第1項
河口付近における採捕の制限	規則第41条2項
溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限（やなを使用する場合）	規則第42条

(例2) 増養殖の種苗の採捕

内水面における水産動植物の採捕の許可	規則第33条第1項
漁具漁法の制限及び禁止	規則第37条第1項、第2項及び規則第38条第2項
禁止区域等	規則第39条
禁止区域等（採捕禁止期間及び体長等の制限を含む）	規則第40条第1項
禁止区域等(卵を採捕する場合)	規則第40条第2項
河口付近における採捕の制限	規則第41条2項

(2) 採捕の区域を明示した図面の記載例

ア 海面用



イ 内水面用

